

## 学校における感染症の対応についてのお知らせ

学校保健安全法第19条・同施行規則第18条と第19条に基づき、下記の病気、またはその疑いがあると主治医に診断された場合、他の児童生徒に感染するおそれのある期間は出席停止扱いとなり登校できないことになっています。お子さまが診断された場合は、直ちに学校へ連絡をお願いいたします。(診断書は特に必要ありません。)

なお、お休みする期間や登校する時期については、主治医の指示に従ってください。

記

### 学校において予防すべき感染症と出席停止期間の基準

	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る） 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属コロナウイルスであるものに限る）	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	
	【その他の感染症】 感染性胃腸炎・マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）・手足口病・ヘルパンギーナ など	感染症の種類や発生・流行の態様を考慮の上判断する

- ※1 第二種の感染症（結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く。）にかかったものについては、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた時は、この限りではありません。
- ※2 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎、第三種の「その他の感染症」については、流行の状況等の条件や学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合は、出席停止とならない場合があります。